

業者の登録申請の手続・方法について

1 欠格事項

次のいずれかに該当する方の申請については、申請書等を提出しても「伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿」には登録されませんので、ご注意ください。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (2) 経営状況が不健全であると明らかに認められる者及び税の滞納が認められる者
- (3) 申請書等の中で重要な事項について故意に虚偽の記載を行った者
- (4) 営業に関し法令等により必要とされる許可、免許、登録等の資格を有していない者
- (5) 業者登録申請を行う者（以下「申請者」という。）、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる者
- (6) 業者登録申請に必要な書類の提出が不可能な者

2 申請書等の提出

申請者は、申請書等を所定の様式に従い提出しなければなりません。

業者の登録申請の受付は、毎月行います。毎月10日（10日が閉庁日の場合は、直前の閉庁日）を受付締切とし、翌月の1日から有効となります。ただし、必要書類が整わなかった場合には、有効となりませんので、ご注意ください。

(1) 申請方法

業者登録申請は、持参又は郵送の方法により受け付けます。

郵送の場合は、受付締切日必着となりますので、ご注意ください。

ア 申請書提出先

〒515-0505 三重県伊勢市西豊浜町653

伊勢広域環境組合 総務課 宛

イ 郵送の場合の注意点

- ・封筒の表に朱書で「資格審査申請書在中」と明記してください。
- ・申請書等を受理したという証明が必要な場合は、切手を貼付した返信用の葉書を同封してください。返信用葉書が同封されていない場合や返信用葉書に切手の貼付がない場合は、受理証明は発行しません。
- ・申請書類等に不備や不足の書類があった場合は、電話等による連絡をしますので、当該書類を速やかに総務課経理係まで提出してください。こちらから指定する期日までに提出がなかった場合は、「伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿」には登録されませんので、ご注意ください。

ウ 持参の場合の注意点

- ・持参の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間に受付を行います。
- ・申請書等を受理したという証明が必要な場合は、申請者にて受付票等を用意し持参してください。受理時に受付印を押印します。
- ・申請書類等に不備や不足の書類があった場合は、後日、電話等による連絡をします。当該書類を速やかに総務課経理係まで提出してください。こちらが指定する期日までに提出がなかった場合は、「伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿」には登録されませんので、ご注意ください。

(2) 入札参加資格審査の結果に関する通知について

入札参加資格審査の結果を郵送にて通知します。
また、ホームページにおいても公表します。

(3) 業者登録申請にあたっての留意事項

ア 申請書等に虚偽の記載を行った場合、又は重要な事実を記載しなかった場合には、「伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿」への登録はできず、また、登録後発覚した場合には、職権により「伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿」から抹消（入札参加資格の認定取消）を行います。

イ 「伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿」への登録が有効である期間中に、登録の全部又は一部の取り下げの手続きを行うことは、申請者の自由であり、事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。

ウ 業者登録申請は、重複申請のないよう注意してください。